

**【公募型見積合せ】藤沢市一般介護予防事業
介護予防地域講師派遣事業業務委託に係る回答について**

質問事項	回答
<p>(1) 受託企業内に所属する健康運動指導士の資格を保有する管理栄養士が管理・監修を行うことを前提に、フレイルに関する講座の講師経験が豊富で、かつ日常的に運動指導を行っている管理栄養士が事業を実施する体制での受託は可能でしょうか。</p> <p>なお、実際の講座では、健康運動指導士による運動指導動画を活用することも可能です。</p>	<p>(1) 仕様書中の「7 業務従事者(3)」にも記載のとおり、業務に従事する者は、理学療法士又は運動指導員の資格を有することを必須としていますので、動画を活用される場合でも、資格を保有していない方の業務従事は不可となります。</p>
<p>(2) 仕様書5 実施内容 (1) 実施回数・定員数</p> <p>申込団体数と1団体当たりの実施回数についての過去実績および2026年度の想定数をご教授ください。</p>	<p>(2) 令和6年度申込団体数は20団体、1団体当たりの実施回数は1回です。令和8年度は募集要項中の「1 公募の概要(3)」に記載のとおり、1回60分程度の講座の講師派遣を年間約17回実施予定です。</p> <p>※地域団体からの派遣依頼に応じて講座を実施するため、17回以上または17回以下になる場合があります。</p>
<p>(3) 仕様書11 再委託の禁止について</p> <p>弊社は、指導者と業務委託契約を締結しており、当社の養成講座に合格したものを従事者として選定いたします。また、事業実施においては当社のマニュアルに沿って教室の運営をさせていただいております。この場合でも第三者委託に該当しますでしょうか。</p> <p>該当する場合、再委託の許可をいただけますでしょうか。</p>	<p>(3) 第三者委託に該当します。また、市HP「業務委託における再委託について」に記載のとおり、再委託できない場合(一括再委託にあたるもの)(2)業務の全部を分割して複数の者に再委託し、受託者自らは契約の履行場所に常駐せず、直接指揮、監督又は検査等を実施していない場合に該当するため、許可はできません。</p> <p>詳細は下記HPをご確認ください。</p> <p>https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keiyaku/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/gyoumutakusaiitaku.html</p>

以上